

1

第4章 施策の展開

こども・若者の立場に立った 支援を推進します

基本目標の概要

こども・若者は、未来を担う存在です。そのため、企業や地域社会も含めて協力し合い、こどもや家族が大事にされる社会を目指していくことが必要です。こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者が自らの将来を選択でき、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができる社会を目指す必要があります。

また、こども・若者が、自らのことについての意見を形成して表明し、社会に参画できることが必要です。こども・若者とその家庭が、様々な困難な状況に置かれても、必要な支援が受けられ、安心して暮らせる社会を実現していく必要があります。

「基本目標1 こども・若者の立場に立った支援を推進します」では、2つの施策を位置付けています。

こども・若者の権利についての正しい認識を普及するとともに、意見を表明しやすい環境づくり、ヤングケアラーについての啓発や支援などを行います。

また、貧困、虐待、いじめ、不登校、障がい・医療的ケア、非行などの困難な状況にあるこども・若者とその家庭の状況を把握し、きめ細かな支援を行います。

成果指標

指標名	現状値（R5）	方向性
夢や目標を持っている児童生徒の割合	75.2%	↑

1-1 こども・若者の権利を守る

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- こども・若者が、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を理解し、自らが権利の主体であることを認識できるよう周知・啓発します。また、お互いの人権を尊重する意識を高めることができるよう、人権教育を充実させます。
- こども・若者が、自らのことについて意見を形成して表明し、社会に参画できるよう、意見を表明しやすい環境づくりを行います。
- 家事や家族の世話などをこどもが日常的に行うことで、学業や友人関係等に支障がでるヤングケアラーの問題については、本人や家族に自覚がないことも多いため、問題を認識できるよう啓発するとともに、早期発見や適切な支援に取り組みます。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
成年後見制度利用促進事業	自分で生活上の判断や財産管理ができない方の財産を管理し、未成年後見制度を含む成年後見制度が運用できるようにします。	社会福祉課
人権啓発活動	中学生に一日人権擁護委員を委嘱し啓発活動を行うなど、人権の意識・内容について啓発し、普及高揚を行います。	社会福祉課
重層的支援体制整備	住民の複雑化・複合化したニーズに対応するための包括的な福祉サービス提供体制を目指し、相談支援、参加支援、地域づくり等を一体的に行います。	社会福祉課 こども課 健康推進課 高齢者支援課
こども・若者のオンライン意見箱	WEB上に匿名で投稿ができる「こども・若者のオンライン意見箱」を設置し、こども・若者が気軽に意見を述べる可以提供します。	こども課

★各基本施策の右下に、その施策の主な対象範囲を着色して示しています。

(例) 1-1 こども・若者の権利を守る

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

↑ この施策の主な対象範囲

1-2 困難な状況を抱えるこども・若者を支える

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- 貧困、虐待、いじめ、不登校、障がい・医療的ケア、非行、ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、きめ細かな支援を行います。
- ひとり親家庭など、貧困の状態にある家庭の状況を踏まえ、貧困の解消及び貧困の連鎖の防止に努めます。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
要保護児童対策地域協議会設置	虐待を受けているこどもや様々な問題を抱えているこども及びその保護者を早期発見し、適切に保護するため、地域の関係機関が情報を共有し、連携・協力して支援します。	こども課
養育支援訪問	児童の養育について特に支援が必要な家庭に対し、専門的な相談指導・助言を行う助産師・保健師・保育士を派遣し、適切な養育が可能となるよう支援します。	こども課 (子育て支援センター)
子育て世帯訪問支援	家事・育児に不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員を派遣し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児の支援を行います。	こども課
障がい児を育てる家庭への各種手当等支給	障がい児を育てる家庭の経済的負担を軽減するため、特別児童扶養手当や福祉給付金を支給し、補装具や日常生活用具の購入を一部補助します。	こども課
ひとり親家庭への各種手当支給	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、児童扶養手当法、東海市援護扶助費支給要綱に基づき、児童扶養手当等を支給します。	こども課
ひとり親家庭への自立支援給付金の支給	ひとり親家庭等の自立の促進を図るため、就業につながる能力開発の取組に対して、給付金を支給します。	こども課
母子・父子自立支援員設置	ひとり親家庭等の自立を支援するため、母子・父子自立支援員を設置し、関係機関と連携して相談、指導及び援助を行います。	こども課

名称	概要	担当課
重層的支援体制整備	住民の複雑化・複合化したニーズに対応するための包括的な福祉サービス提供体制を目指し、相談支援、参加支援、地域づくり等を一体的に行います。	社会福祉課 こども課 健康推進課 高齢者支援課
生活困窮者世帯のこどもに対する学習・生活支援	ひきこもりを含む社会的孤立状態にある者の社会参加に向けた支援の拡充、貧困の連鎖の防止及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善を推進するため、ほっとプラザ等で学習支援を行います。	社会福祉課
就学困難な児童生徒の保護者への学用品費等の支給	学校教育法に基づき、小学校及び中学校における義務教育を円滑に受けられるようにするため、経済的理由のために就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等を支給します。	学校教育課
不登校対策	不登校傾向等の課題を抱えるこどもたちに対して、豊かな人間関係や社会性の育成など、自立への基盤づくりを支援するため、教育支援センター「ほっと東海」の運営や、学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び「心の相談員」の派遣又は配置をします。	学校教育課
特別な配慮等を必要とする児童生徒への支援	発達障がいの傾向がある児童への支援のため、特別支援教育支援員を各小学校に配置します。 また、身体障がいがあるなど、校内生活における安全管理が必要な児童生徒への補助等を行うため、障がい児サポーターを配置するとともに、医療的ケアが必要な児童生徒のため、学校に看護師等を派遣します。	学校教育課
こども家庭センター	すべてのこども・子育て世帯・妊産婦を対象に、母子保健・児童福祉の両機能が一体となり各種相談に応じます。支援が必要なこどもやその家庭に対し、必要に応じて関係機関と連携を図り支援を行います。	こども課 健康推進課

2

第4章 施策の展開

ライフステージに応じて 切れ目なく支援します

基本目標の概要

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期のそれぞれの段階に応じて多様な経験や学習をしながら成長していきます。それぞれの発達段階に応じて必要とされる支援は異なりますが、切れ目なく連続的に行われる必要があるとされています。こどもが自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関が連携し、保健、医療、教育・保育、療育、福祉を切れ目なく提供することが必要です。

「基本目標2 ライフステージに応じて切れ目なく支援します」では、3つの施策を位置付けています。

妊娠・出産期では、母子保健事業の充実により、子育て世代が安心して妊娠出産ができる環境を整備し、こどもが健やかに育つための情報を提供し、相談に応じるとともに、個々の家庭の状況に応じた必要な支援を進めます。

また、こどもの心と体の健やかな成長を促すため、乳幼児期の安定した愛着（アタッチメント）の形成を核に、こどもの健康な成長発達や、家庭における子育てへの支援を行います。

さらに、こどもの発達の支援として特に、障がいのあるこども・若者や、発達に特性のあるこども・若者の状況を把握し、適切な療育や障がい福祉サービスを提供します。

成果指標

指標名	現状値（R5）	方向性
子育てがしやすいまちであると感じている18歳以下の子どもを持つ人の割合	83.8%	↑
子育ての悩みについて、相談する場を知っている人の割合	49.4%	↑

2-1 安心して出産ができる環境を整備する

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

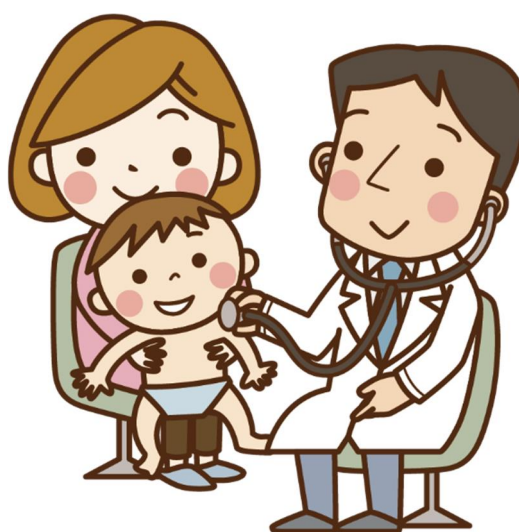
施策の方向性

- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、こども家庭センターを中心に、妊娠期から子育て期までの個々に応じた切れ目のない支援に努めます。
- 妊娠中及び出産後に心身の不調などによって子育てに支援が必要な家庭、多胎児家庭、核家族化による家族の支援が受けられない家庭等、多様なニーズを有する家庭への支援を充実させます。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
母子健康手帳交付	妊娠届出により、妊娠期から乳幼児期までの健康保持増進のため、母子健康手帳を交付するとともに情報提供や相談を行います。	健康推進課
妊産婦・乳児健康診査	妊婦、産婦及び乳児の健康の保持増進、早期発見・早期治療を図るため、妊婦健診、産婦健診、子宮頸がん検診、乳児健診、新生児聴覚検査を実施します。	健康推進課
妊婦医療助成	妊婦の健康の保持及び増進を図ることにより、健やかな児童の出生に寄与するため、東海市妊婦の健康診査費等の助成に関する条例に基づき、妊婦の医療費を助成します。	国保課
こども家庭センター	すべてのこども・子育て世帯・妊産婦を対象に、母子保健・児童福祉の両機能が一体となり各種相談に応じます。支援が必要なこどもやその家庭に対し、必要に応じて関係機関と連携を図り支援を行います。	こども課 健康推進課
産後ケア	出産後、家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられない褥婦及び産婦に対し、医療機関における心身のケア、育児指導を提供します。	健康推進課
不妊治療助成	不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、東海市不妊治療費助成金支給要綱に基づき、不妊治療に要する費用を助成します。	国保課

名称	概要	担当課
未熟児養育医療給付	未熟児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健法及び東海市養育医療の給付に関する規則に基づき、未熟児の養育に必要な医療費を給付します。	国保課
不育症治療助成	不育症治療を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図るため、東海市不育症治療費の助成に関する条例に基づき、不育症治療に要する費用を助成します。	国保課
両親学級	妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行うとともに、仲間づくりを図ります。	健康推進課
妊婦のための支援給付	妊婦の経済的負担を軽減するため、妊娠したことに対して5万円、妊娠した胎児の数×5万円の給付金を給付します。	こども課



2-2 心と体の健やかな成長を支援する

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成は、こども・若者の良好な成育環境を確保する上で重要です。親子がともに健やかに生活できるよう支援するとともに、様々な場面において大人との間に良好な関係を築き、安定した情緒と社会性を持つ大人に成長することができるよう、支援します。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師・助産師・看護師が訪問し、産婦と乳児の健康状態の確認と育児相談、助言を行います。	健康推進課
乳幼児健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、疾病の早期発見・発育発達の確認を行うとともに、保健指導を行い、必要に応じて継続的な支援につなげます。	健康推進課
各種相談事業	妊娠、または育児に対する不安を持つ者や乳幼児健康診査において経過観察が必要とされた方に対し、個別相談を行います。	健康推進課
健康ホットライン	保健師、管理栄養士、歯科衛生士、臨床心理士、助産師等が、こどもの発育発達、保護者の健康や育児に関する相談に応じます。	健康推進課
家庭訪問	乳幼児の発育発達、育児状況について、各家庭を訪問し、必要な保健指導等の支援を実施します。	健康推進課
歯科健診・相談	お口の健康のため、妊産婦の歯科健診や歯磨き指導、乳幼児の歯科健診、歯磨き指導、フッ化物塗布の他、健康教育等の保健指導を行います。	健康推進課
フッ化物洗口事業	年長児と小学生に対し、フッ化物洗口を行い、むし歯予防を行います。	健康推進課

名称	概要	担当課
前期・後期 離乳食講習会 各種料理教室	育児中の保護者を対象に、離乳食の進め方や調理法、食べ方の指導を行い、安心して離乳を進められるよう支援します。また、乳児期からの豊かな食経験がこどもの味覚や食べる機能を発達させ、将来の食生活の基礎を育むことを支援します。	健康推進課
家庭教育シンポジウム	思春期のこどもを持つ保護者の悩みの解決の一助とするとともに、家庭教育力の向上を図るため、シンポジウムを開催します。	社会教育課



2-3 こどもの発達を支援する

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- 発達に特性のあるこども・若者、障がいのあるこども・若者が、早期に適切な療育等の支援を受けられるよう、関係機関と連携して支援します。また、こども・若者とその保護者が、発達特性や障がいの状態に応じたきめ細かな支援を受けられるようにするとともに、地域で安心して生活できるよう、保健、福祉、教育などの各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを進めます。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
乳・幼児健診事後相談	言語、発達に遅れや心配があり、支援が必要な乳幼児や保護者に対し、健やかな発達を促すよう遊びや相談等を行います。	健康推進課
親子発達支援教室	身体、精神発達が緩やかなこどもとその保護者を対象に、親子ふれあい遊びを通してこどもへの関わり方を実践的に学び、個別相談を行う教室を開催します。	こども課 (子育て支援センター)
あすなろ学園運営	小学校就学前の児童で、心身の発達の遅れや肢体不自由のある障がい児が保護者と共に通園し、保育、理学療法、作業療法及び言語療法を行い、自立の基礎を養います。	幼児保育課
障がい福祉サービス提供	障がい児者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスを提供します。	こども課 社会福祉課
教育相談	特別支援教育等に不安や悩みを持つ保護者の教育相談を行います。また、発達障がいなど、特別な教育的ニーズのある児童生徒への効果的な支援につなげるため、特別支援教育相談員が学校を巡回して、教職員に対して相談を行います。	学校教育課 (教員研修センター)
障がい児者相談支援	障がい児者の生活支援のために、身体・知的の障がいに対応した専門相談員による相談を実施します。	こども課 社会福祉課
発達支援事業研修	発達支援に携わる様々な領域の支援者を対象に、発達支援に必要な知識や技術を習得し、より適切な支援を行えるよう、研修を実施します。	こども課

3

第4章 施策の展開

良好な成育環境を整備します

基本目標の概要

「こども大綱」が掲げる「こどもまんなか社会」の考え方に則り、こどもたちが良好な成育環境の下で生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を実現する必要があります。

「基本目標3 良好な成育環境を整備します」では、3つの施策を位置付けています。

質の高い教育・保育を充実させるため、安全・安心な環境の中での教育・保育の実施を確保するとともに、教育・保育関係者の質の向上に取り組めます。

また、こども・若者の意向を踏まえた上で、既存の居場所の改善に取り組み、居場所づくりを推進します。

さらに、豊かな体験や活躍の場を充実させるため、多様な体験学習に力を入れ、継続してこどもたちが体験を通じて成長していくための機会や環境づくりを進めます。

成果指標

指標名	現状値（R5）	目標
身近に子どもが安心して過ごせる場（家庭や学校を除く）があると思う18歳以下の子どもを持つ人の割合	71.6%	↑

3-1 質の高い教育・保育を充実させる

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- 幼児期の教育・保育は、こどもの生涯にわたる人格形成を培う重要なものです。安全・安心な環境の中で教育・保育が提供される状態を実現するとともに、教育・保育関係者の資質の向上に取り組み、幼児教育から小学校への連続性のある質の高い教育の実現を目指します。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
新制度未移行幼稚園運営費補助	園内の安全・安心対策事業等を実施する幼稚園に対し、事業に要する経費を補助して、幼稚園の運営を支援します。	幼児教育課
保育士の研修	保育士の専門的な知識や技術の向上を図るとともに、意欲を持って保育に取り組む姿勢を身につけ、保育の質を高めることができるよう、保育士研修を実施します。	幼児保育課
幼児教育研究（幼児教育研究協議会の開催）	保育園保育士・幼稚園教諭・認定こども園保育教諭と小学校教諭との実践的な連携・交流・協議を通して、こどもの成長過程を踏まえた共通の「こども理解」を形成するとともに、幼児期の保育及び教育と小学校教育との円滑な接続を図り、幼児教育の質を高める研究活動を行います。	幼児保育課
保育事業協会設置	認定こども園、幼稚園及び保育所などの保育事業関係者が相互の連絡・調整を保ち、保育事業の運営についての研究及び保育事業の振興を図るため、研修会を行います。	幼児保育課
子育て情報の提供	子育てアプリやLINE、ホームページなどにより、子育てに関する情報提供を行います。	こども課 健康推進課
教職員の研修	学校教育を充実させるため、教職員の資質向上を図ることができるよう、教職員の各種研修を実施します。	学校教育課 （教員研修センター）

3-2 居場所づくりを推進する

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- こども・若者が、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう支援します。こども・若者自身が自らの居場所と感ずることができる場所について、当事者の意見を聴きながら居場所づくりを進めます。また、児童館や各種支援の場など、既存の居場所についても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
児童館運営	児童に健全な遊び場を提供し、健康増進や情操を豊かにすることを目指して、児童館を運営します。	こども課
児童遊園等維持管理	健康の増進や自主性・社会性・創造性の向上などを目的に、児童に安全な遊び場を提供するため、児童遊園の遊具等の維持管理を行います。	こども課
ほっと東海運営	不登校傾向の児童生徒を対象とした教育支援センター「ほっと東海」を運営し、児童生徒の学習指導、自立支援、居場所づくりを行います。	学校教育課
ほっとプラザ運営	不登校やひきこもりの方の相談先や居場所として、ひきこもり支援センターほっとプラザを運営し、当事者やその家族を支援します。	社会福祉課
学習支援教室 (学習広場みらいな)	中学生の学習を支援する場を提供し、学習習慣を身につけ、生徒の居場所づくりをするとともに、基礎学力の向上を目指す学習支援教室を開催します。	社会教育課
放課後児童健全育成	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童を対象に、放課後の適切な遊びや生活の場を与えることにより、健全な育成を図るため、放課後児童クラブを実施します。	社会教育課 こども課
重層的支援体制整備	住民の複雑化・複合化したニーズに対応するための包括的な福祉サービス提供体制を目指し、相談支援、参加支援、地域づくり等を一体的に行います。	社会福祉課 こども課 健康推進課 高齢者支援課

3-3 豊かな体験や活躍の場を充実させる

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- こどもが、様々な学びや体験を通じて成長して若者となり、社会生活を送ることができるよう、様々な体験や活動の機会をつくります。スポーツや文化芸術に親しむ活動においては、第一線で活動している講師とふれあう機会を通じて文化芸術に親しみ、夢を持つことができるよう支援します。さらに、環境、農業、ものづくりなどの多様な体験を通じて、こどもたちの個性や可能性を育む教育の充実を図ります。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
子ども教室	平日の放課後や休日に、地域のボランティア講師等による体験教室を開催します。	社会教育課
ふるさと大使等スポーツ連携交流事業	ふるさと大使である企業スポーツチーム等と連携し、小中学生の競技力の向上及びトップアスリートを目指す意識の醸成を図るため、スポーツ教室や一流スポーツ選手の試合観戦、市民とふるさと大使との交流イベントなどを実施します。	スポーツ課
子ども芸能発表会	こどもたちが日ごろ取り組んでいる文化活動等の成果を発表する機会を提供することを通じて、夢を持つ心を育むとともに、文化活動の普及や伝統芸能の継承等を図ります。	文化芸術課
出会いの教室	こどもたちが優れた芸術文化に触れ、夢を育むことを目的として、第一線で活躍する実演家を小学校等に派遣する出会いの教室を実施します。	文化芸術課
おんがくさん はじめてのコンサート	幼少期のこどもたちが優れた文化芸術に触れ、夢を育むことを目的として、第一線で活躍する実演家を保育園に派遣します。	文化芸術課
子どものオーケストラ	劇場を拠点とした「ひとづくり」「にぎわいづくり」「生きがいづくり」を推進するとともに、次代の文化創造の担い手を育成するため、第一線で活躍する実演家を講師に、小学生から高校生までを対象としたオーケストラを編成して活動します。	文化芸術課

名称	概要	担当課
劇場招待コンサート	文化芸術を鑑賞する機会やプロの実演家による指導や交流を通じて、次世代の文化創造の担い手を育成するため、小学5年生、中学2年生を招待しコンサートを開催します。	文化芸術課
東海児童合唱団	劇場を拠点とした「ひとづくり」「にぎわいづくり」「生きがいづくり」を推進するとともに、次代の文化創造の担い手を育成するため、こどもを対象とした合唱団を編成して活動します。	文化芸術課
エコスクール	環境問題に関心を持つとともに、自ら進んで環境問題に取り組むことのできる人づくりを目指し、講座を開催します。	生活環境課
サスティナブルキッズフェスタ	3Rや環境問題について学びながら、家庭で不用となったものを活用し、こどもたち自身で工夫しておもちゃを作る教室をNPO法人等と協働で開催します。	リサイクル推進課
親子農業体験教室	親子が農業に触れ、農業の大切さや収穫の喜びを知ってもらうことにより、魅力あふれる農業施策を推進するとともに、農業の普及啓発を図るため、親子農業体験教室を実施します。	農務課 (農業センター)
ものづくり子ども教室	小学生を対象に、地元企業等と連携して普段学校では体験できないものづくりに関する教室を実施します。	社会教育課
小・中学生親善交流	姉妹都市である米沢市、釜石市、沖縄市との交流を通して、相互の歴史や文化への理解を深めるため、交流事業を実施します。	学校教育課



4

第4章 施策の展開

身近な地域における助け合い・支え合いを推進します

基本目標の概要

子育て世代が、安心して子育てできるよう、地域の中で子育て家庭が支えられる状態を目指していく必要があります、また、子育て家庭のニーズを踏まえ、多様な子育て支援を推進していく必要があります。

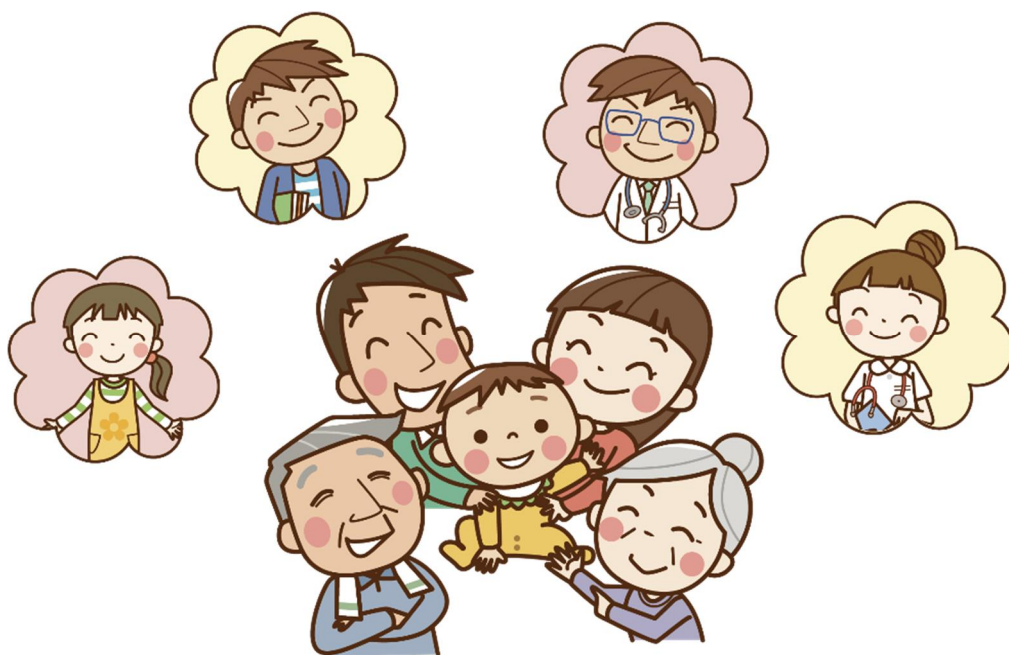
「基本目標4 身近な地域における助け合い・支え合いを推進します」では、2つの施策を位置付けています。

ファミリー・サポート・センターをはじめ、子育て支援につながる諸活動を推進し、地域社会における子育て支援活動を推進します。

また、子育て中の親の孤立感や負担感を軽減できるよう、親子が集まれる場づくりを進め、未就園の親子が集まる場を充実させます。

成果指標

指標名	現状値（R5）	方向性
地域子育て支援拠点等の年間延べ利用者数	150,908人	↑



4-1 地域社会における子育て支援活動を推進する

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- 地域は、こどもたちにとって身近な社会であり、こどもたちが地域社会で様々な経験をして成長していくことはとても大切なことです。そのため、地域社会には、こどもの成長を支援する役割が期待されます。地域の様々な資源を支援するとともに、地域社会における子育て支援活動の活発化を図ります。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
絵本で親子ふれあい応援	親子のふれあいを促進するとともに、身近な遊び場・相談先の周知を図るため、赤ちゃんが誕生した家庭に対し、児童館等で絵本を贈呈します。	こども課
ファミリー・サポート・センター運営	仕事と育児の両立を支援し、地域で「安心して子育て」ができるよう、育児の援助を行いたい者と受けたい者を組織化し、会員同士による育児に関する相互援助活動を行います。	こども課 (子育て支援センター)
児童福祉団体活動事業費補助	児童福祉の増進に寄与することを目的とした子ども会等児童福祉団体の活動事業に対し、補助金を交付します。	幼児保育課 こども課
社会福祉団体活動事業費補助	障がい児及びその保護者を支援する団体の活動に対し、活動の促進と社会福祉の増進を図るため補助金を交付します。	社会福祉課
放課後児童健全育成事業費補助	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童を対象に、放課後の適切な遊びや生活の場を与えることにより、健全な育成を図るため、放課後児童クラブを運営する団体に補助します。	こども課
ふれあい交流推進	こどもたちと大人との交流を深め、こどもたちが多様な経験をして成長することができるよう、多様な交流事業を実施します。	社会教育課
市民活動センター管理運営	子育て支援団体を含む、さまざまな市民活動団体やNPO法人等の活動の発展及び活性化を図るための施設で、市民活動に関する活動支援、相談受付及び情報発信を実施します。	市民協働課 (市民活動センター)

4-2 未就園の親子が集まる場を充実させる

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- 子育て支援センターなどの、未就園の親子が集まれる場は、子育て中の親の孤立感や育児の負担感を軽減するとともに、親同士の交流や情報交換の場にもなります。同時に、こども本人にとっても、他者と接することを通じて社会性を育む重要な機会です。今後も、未就園の親子が集まる場づくりを行います。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
産前産後サポート事業	産前産後の母子及びそのパートナーに対して、心身や母乳のケア、育児のサポートや参加者同士の交流等を行い、安心した子育てを支援します。	健康推進課
子育て支援センター運営	子育てに関する相談や支援、情報の収集及び提供などを行うため、市内3か所の子育て支援センターを運営します。	こども課 (子育て支援センター)
子育て広場	子育て支援センターや児童館において親子の遊び場を提供するとともに、子育ての情報交換や地域交流の場となるよう、子育て広場を開催します。	こども課
育児講座	親と子が育ち合うために、乳幼児期に必要な心と体の発育や発達についての講座等を開催します。	こども課 (子育て支援センター)
育児支援親子教室	育児の悩みや不安を抱える乳幼児の親が、遊びや情報交換を通してこどもとの関わり方を学べる場を提供します。	こども課 (子育て支援センター)



5

第4章 施策の展開

若い世代の生活基盤の安定を支援します

基本目標の概要

少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさなど、若い世代の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されています。しかしながら、少子化対策において、若い世代に特定の価値観を押し付けることがあってはならず、多様な選択を尊重することが大切です。「こどもまんなか社会」の考えの下、これから生まれてくるこどもや今を生活しているこどもとともに、結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められます。

「基本目標5 若い世代の生活基盤の安定を支援します」では、2つの施策を位置づけています。

各種子ども・子育て支援サービスを充実させるとともに、子育て世代の実態やニーズを踏まえたきめ細かな支援を行い、若い世代の仕事と子育ての両立と経済基盤安定を支援します。

また、出会いの機会の創出など、若い世代の希望に応じた結婚・子育ての支援を行います。

成果指標

指標名	現状値（R 5）	目標
多様な保育ニーズに対応できる場所があると感じている 18 歳以下のこどもを持つ人の割合	64.2%	↑
公立保育園、民間保育所などの待機児童数	8 人	↓
結婚応援活動（自主事業・サポーター事業等）事業の開催回数	20 回	↑

5-1 仕事と子育ての両立と経済基盤安定を支援する

妊娠・出産 乳幼児期 学童期 思春期 青年期

施策の方向性

- 子育て世代の仕事と子育ての両立を支援するため、必要とされる量の教育・保育実施体制を確保するとともに、ニーズに応じた多様な子育て支援サービスを充実させます。なお、これらのサービスは、こどもにとってはかけがえのない学習や経験の場であることから、子育て支援に関わる関係機関・団体等とも連携を図り、こどもの健全な成長に資する質の高い教育・保育及び各種子育て支援サービスの実現に努めます。
- 子育て世代の経済基盤の安定を図るため各種手当の支給や助成を行うことにより、妊娠・出産や子育てに伴う経済的な不安の軽減を図るとともに、関係機関や事業者等と連携し、出産等で離職・休職した女性の再就職や職場復帰に向けた相談支援体制を整えるなど、若者や子育て世代を始めとした、様々な人の就業の場の確保と働きやすい環境整備を支援します。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
延長保育	保護者の就労などの理由により、通常の保育時間内に登園・降園できない世帯の児童について、早朝保育及び延長保育を実施します。	幼児保育課
私立保育所等延長保育事業費補助	保育標準時間を超える早朝保育等を実施する私立保育所等に対し、事業に要する経費を補助して安定的な事業の実施を支援します。	幼児保育課
一時的保育 (非定型的保育)	保護者の就労形態により保育園の入所要件に満たない場合に、週3日以内の範囲で一時的保育（非定型的保育）を実施します。	幼児保育課
幼児一時預かり	保護者の病気、冠婚葬祭、リフレッシュなどの理由により、こどもを保育できない時に、一時的にこどもを預かります。	こども課 (子育て支援センター)
病児・病後児保育	保護者の就労等のため、病気のこどもの家庭での保育や集団保育ができない場合で、当面の症状の急変が認められないとき、病児・病後児保育室でこどもを預かります。	幼児保育課

名称	概要	担当課
放課後児童健全育成	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童を対象に、放課後の適切な遊びや生活の場を与えることにより、健全な育成を図るため、放課後児童クラブを実施します。	社会教育課 こども課
育児休業中の子育て支援講座	育児休業から職場復帰を目指す女性を支援するため、NPO法人等と協働で講座を開催します。	こども課
育児休業から復帰する人のための保育園入所予約	年度途中から育休復帰する人が、前年度10月の保育所等一斉入所手続きの時期から予約ができる制度を実施します。	幼児保育課
育児休業取得時の保育園の継続利用	育児休業に入る保護者の児童（2歳児以上）が在園児であって、当該年度中の継続入所が必要な児童に対して、保育園継続利用を実施します。	幼児保育課
保育料・副食費の無償化	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、認可保育所や幼稚園等に通う第2子以降の保育料及び副食費の無償化を行います。	幼児保育課
子ども医療助成	健やかなこどもの育成への寄与及び経済的負担の軽減を図るため、東海市子ども医療費の助成に関する条例に基づき、24歳までのこどもの医療費を助成します。	国保課
就労支援	関係機関や事業者などと連携し、求人や職業訓練等に関する情報の提供や相談窓口の紹介等、就業の場の確保と働きやすい環境整備を支援します。	商工労政課



5-2 結婚・子育てを支援する

妊娠・出産

乳幼児期

学童期

思春期

青年期

施策の方向性

- 主体的な選択により結婚や子育てを望む若者を、社会全体で支えていくことが必要とされています。若者の未婚率の上昇や初婚年齢の上昇の背景には、若者の低い所得、不安定な雇用環境、出会いの場の減少などがあると指摘されています。現状を踏まえた上で、若者の希望に応じた支援ができるよう努めます。

主な関連事業等

名称	概要	担当課
結婚応援センター運営	結婚応援センターを設置し、結婚に関する相談や各種講座等を実施します。	こども課 (結婚応援センター)
出会いの場創出事業	結婚を希望する男女を応援するため、出会いの場を創出するための講座や交流会を開催します。	こども課 (結婚応援センター)
結婚応援サポーター	結婚を希望する男女を応援する個人、企業及び団体で、結婚応援センターに登録し、様々な方法で結婚を応援します。	こども課 (結婚応援センター)
結婚祝金支給	結婚応援センターが主催する事業等に参加してカップルになり、結婚した場合に結婚お祝い金を支給します。	こども課 (結婚応援センター)
ライフデザインセミナー	自らの個性を理解し、結婚・子育て・仕事を視野に入れた人生設計や個性に応じたコミュニケーションについて考えるライフデザインセミナーを開催します。	こども課 (結婚応援センター)
妊婦のための支援給付	妊婦の経済的負担を軽減するため、妊娠したことに対して5万円、妊娠した胎児の数×5万円の給付金を給付します。	こども課